主文

本件控訴を棄却する。 控訴費用は、控訴人の負担とする。

事 実

第一 当事者の求めた裁判

控訴人訴訟代理人は、「原判決を取り消す。被控訴人は控訴人に対し、金九、二九五、〇〇〇円及びこれに対する昭和三九年一月二八日から完済まで年五分の割合による金員を支払うべし、訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。」との判決並びに保証を条件とする仮執行の宣言を求め、被控訴人訴訟代理人は、主文第一項同旨の判決を求めた。

第二 請求の原因

控訴人訴訟代理人は、請求の原因として、次のとおり陳述した。

ー 控訴人の権利

- (一) 控訴人は、昭和三五年三月二一日から昭和三六年一月二四日までの間、登録実用新案第三七七、五九四号(昭和二四年二月二日登録出願、昭和二六年一月二五日設定登録、考案の名称「精麦装置」、以下「本件考案」という。)の権利者であつた。
- あつた。 (二) 本件考案の実用新案出願公告公報(甲第一号証の二)における登録請求の 範囲の記載は、「精白筒の直径一に対しその長さを三以上となしたる精麦装置の構造。」であり、その構成は、次のとおりである(別紙第一参照)。

(1) 精白筒の直径一に対し、その長さを三以上とすること。

- (2) 精麦装置であること。ただし、ここに「精麦装置」とは、狭義の精麦に限らず、精米等を含む精穀装置を意味するものである。 (三) 本件考案の精麦装置は、右の構成を有することにより、穀粒を連続長時間
- (三) 本件考案の精麦装置は、右の構成を有することにより、穀粒を連続長時間 摩擦させて高温、湿潤を維持し、かつ、搗精にともない剥離する糠を抵抗として摩 擦を強化し、もつて搗精を促進するという作用効果を奏するものである。

二 被控訴人の権利侵害

- (一) 被控訴人は、控訴人が本件考案の権利者であつた昭和三五年三月二一日から昭和三六年一月二四日までの間に、業として、別紙第二(イ)号説明書及び図面記載のような佐竹式ワンパス精米機(以下「(イ)号物件」という。)合計一、八五九台を製造販売した。
- (二) 右(イ)号物件は、本件考案の権利範囲に属するものである。すなわち、(イ)号物件の精白筒は、送穀スクリユーを収納する円筒部(長さ六五粍)とこれに接して精白翼を収納する六角形多孔筒部(長さ二〇二粍)とから成り、その長さは合計二六七粍であつて、円筒部の内径は六三粍、六角筒の内面の対辺距離が六五粍、対角距離が七三粍であるから、いずれにせよ、(イ)号物件は直径一に対し長さを三以上とする構造の精白筒を備えるものであり、かつ、精米機として精穀装置の範疇に属すべきものである。このように、(イ)号物件は、本件考案の前記の構成をすべて具備し、これに由来する作用効果においても異なるところはないから、本件考案の技術的範囲に属するといわなければならない。
- 本件考案の技術的範囲に属するといわなければならない。 (三) したがつて、被控訴人が(イ)号物件を製造販売したことは、故意又は過失により、控訴人の権利を侵害したものにほかならない。

三控訴人の損害

本件考案の実施に対し通常受けるべき金銭の額は、一台につき金五、〇〇〇円が相当である。したがつて、控訴人は被控訴人の前記不法行為により、一、八五九台分の合計金九、二九五、〇〇〇円の実施料相当額の損害を蒙つたというべきである。

よつて、被控訴人に対し、損害の賠償として、金九、二九五、〇〇〇円及びこれに対する不法行為後の昭和三九年一月二八日から完済まで年五分の民事法定利率による遅延損害金の支払を求める。

四 被控訴人の主張について

本件考案の審査の過程において、被控訴人主張のとおり、再度にわたり引例を挙げて拒絶理由を示され、控訴人が最後に全文訂正説明書を提出して、これに基づいて出願公告されたことは認めるが、本件考案が精白の対象を麦粒に限定したから登録査定を得たものであること、また、当時精白筒の直径一に対し長さを三以上とし

た精米機が公知であつたことは、否認する。なお、(イ)号物件が被控訴人主張のとおりの噴風装置を備えていて、これにより、多孔筒外に糠を吹散させるとともに、低温で精白を行うものであることは認めるが、右噴風装置は精白筒の構造とは 別個のものであつて、(イ)号物件は基本的に本件考案を利用しているものであ る。

第三 被控訴人の答弁

被控訴人訴訟代理人は、答弁として、次のとおり陳述した。

請求原因の認否

請求の原因第一項の(一)の事実は認める、同(二)の事実中、本件考案の登録

- 請求の範囲の記載が控訴人主張のとおりであり、その構成要件が控訴人主張の(1)及び(2)の二つであることは認めるが、その余の事実は否認する、同 (三) の事実は認める。同第二項の(一) の事実は認めるが、(二) 及び(三) の 事実は否認する。同第三項の事実は争う。 被控訴人の主張
- (一) (イ) 号物件において、送穀スクリユーを収納する円筒部は、送穀作用を行なうのみで精白作用を行なうものではないから、いわゆる精白筒には該当せず、したがつて、(イ) 号物件の精白筒の長さは二〇二粍である。そして、直径とは円 についての概念であつて、本件考案における精白筒は円筒でなければならないと解 すべきところ、(イ)号物件の精白筒は六角形であつて、その対辺距離は六五粍、 対角距離は七三粍であるが、直径は計測できず、したがつて、(イ)号物件につ精白筒の長さと直径の比を論ずることは無意味なことである。
 (二) 本件考案は、精麦装置の構造に関するものであつて、控訴人主張のよう (イ)号物件につて
- に、精麦に限らず精米等を含む精穀装置を意味するとし、その権利範囲を精米機に まで及ぼすべきものではない。すなわち、本件考案が出願公告されるに至るまでの 審査の経緯をみると、控訴人は、当初から考案の対象を精麦機であるとして、説明 書においてもつぱら麦粒の精白作用と効果について論じ、特許庁から再度にわたり 引例を挙げて拒絶理由を示され、さいごに全文訂正明細書を提出して、これに基づいて出願公告されたのであるが、この間、控訴人は一貫して、精麦についての作用効果のみを強調し、もつぱら、精白の対象は麦粒であること、麦粒の特徴及びその粒々摩擦によつて温度及び湿度を維持して搗精を促進しうる所以を強調したもので あり、一方、精白筒の直径一に対し長さを三以上とした精米機は本件考案の出願当時すでに公知であつた(乙第九号証の五、六及び乙第一二号証)ことを参酌すれ ば、本件考案は、精白の対象を麦粒に限定したからこそ実用新案登録をえたもので あるといわなければならない。
- また、(イ)号物件はもつぱら玄米の精白のみを目的とする精米機であ (Ξ) る。すなわち、(イ)号物件の精白室を構成する精白筒は、六角型多れ筒であって、玄米の搗精にともなつて剥脱する糠は精白作用に有害であるため、噴風装置、すなわち精白転子上に突設された精白翼片の裏側に平行して設けられている噴風口である。またではより、まり筒内を冷却して からの噴風によつてこの多数の孔から糠を除去するとともに、精白筒内を冷却して 低温に維持し、かつ、湿気を排除するものである。そして、精白作用は、右六角型 多孔筒の屈折部と筒内に打ち出された多数の突起によつて行なわれるものである。 精白筒のこのような構造および機能は、精米機に特有なものであつてこれを精麦に 供することはできないものである。
- 以上のように、いずれの点からみても、(イ)号物件は本件考案の技術的 (四) 範囲に属するとはいえない。 第四 証拠関係(省略)

玾

控訴人がその主張の期間本件考案の権利者であつたこと、本件考案の登録請求 の範囲の記載が控訴人主張のとおりであつて、その構成が控訴人主張のとおり(ただし、「精麦装置」というのが狭義の精麦に限らず、精米等を含む精殻装置を意味するとの点を除く。)であり、その奏する作用効果も控訴人主張のとおりであること及び(イ)号物件の構造が別紙第二(イ)号説明書及び添付図面記載のとおりで あること、以上の事実はいずれも当事者間に争いがない。 そこで、(イ)号物件が本件考案の技術的範囲に属するか否かについて検討す

まず、 (イ)号物件が精白筒の直径と長さの比を一対三以上とするものと認める べきであるか否かの点はさておき、控訴人主張のように、(イ)号物件が精米機として、精麦の機能をも有する精殻装置というべきものであるか否かについて検討することとする。

前記当事者間に争いのない(イ)号物件の構造によると、(イ)号物件にあつては、送殻スクリユーに続く噴風精白転子を収容して米粒搗精の作用を営む筒状部分は六角筒で数多の糠排出孔が開けられており、右精白転子上にはその外周面に直径方向に対向する二枚の精白片翼が設けられ、かつ、その翼片を裏側に平行して噴風口が設けられていることが明らかである。

き、この認定をくつがえす確証はない。 もつとも、成立に争いのない甲第一四、甲第一六、第一九、第二一号証、原本の 存在及び成立に争いのない甲第六一号証の一ないし五及び甲第六二号証によると 一般に、精米及び精麦に兼用しうる精設機が存在すること及び摩擦式のものでる 機と名づけられて、その精白筒が(イ)号物件と類似の構造のものが存在する を認めることはできる。しかし、単に、一般に精米及び精麦に兼用しうる精設機 存在することは、既述のような理由に基き(イ)号物件を精麦に供することを不 当とする前記認定の妨げとならないことは自明であり、また、摩擦式精設機で精 筒が(イ)号物件に類似の構造のものは、前認定の麦類の特質に徴し、その名 かかわらず、これを精麦に使用することは好ましくないものと解するのが相当であ るから、やはり、(イ)号物件に関する前記認定を妨げるものではなく、他に右認 定を左右すべき的確な証拠は存しない。

定を左右すべき的確なに 一次である。 一のである。 一のである。

以上のとおり、(イ)号物件は精米機であって、精米に特有の構造、機能を有し、精麦に用いることは不適当であり、また、本件考案は精麦装置に限定してその権利範囲を定めるべきものであるから、(イ)号物件は本件考案の対象とは異なる物品であり、したがつて、その余の点について判断するまでもなく、(イ)号物件は本件考案の技術的範囲に属しないというべきである。以上の認定をくつがえし、(イ)号物件が本件考案の技術的範囲に属すべきものであることを的確に認めさせ

るに足る証拠は、本件にあらわれていない。

叙上のとおりであるから、(イ)号物件が本件考案の技術的範囲に属すること を前提とする控訴人の本訴請求は、更に他の点について判断するまでもなく、理由 のないことが明らかである。よつて、これを棄却した原判決は相当であり、本件控 訴を理由なしとして棄却すべきものと認め、控訴費用の負担について民事訴訟法第 九五条、第八九条を適用して、主文のとおり判決する。 (裁判官 服部高顕 石沢健 滝川叡一)

別紙第-

実用新案公報 昭二五―八三一四(公告昭25・10・20)

精●装置

図面の略解

図面は本装置の縦断正面図とす

実用新案の性質、作用及効果の要領

精麥過程に於て荒皮の搗精は極めて容易なるも荒皮搗精後の麥粒群を精白するこ とは困難なり仍て本考案は荒皮搗精後の麥粒群を精白するに當り連続長時間粒々摩 擦し以て精白に必要なる温度及温度を維持せしめ且搗精に伴い剥脱せる糠を粒々摩 擦の抵抗たらしむるものとす勿論長時間粒々摩擦せしむるが為めには少くとも麥粒 の旋回、移行を一定の条件の下に遂行せしむるを可とす若し此場合直径と長さの比 を1対1又は1対2にすれば荒皮搗精は容易なるも荒皮搗精後に於ける精白搗精は 非能率的となりとす即ち長さ短かき為摩擦抵抗は減じ精白の寸前に排出口より排出 す而して之を除糠すれば水分及熱は発散し麥粒は収縮して精白の完壁を期し得ざる なり仍て本考案は精白筒の直径1に対し其長さを3以上に構成したるものとす図中1、2、3は精白筒にして其の直径1に対し長さを3以上に構成す4、5 はスクリユウコンベヤー7、8、9は精白翼10、11、12は移送兼分離装置1 3、14、15は昇降機16、17は移送樋18、19、20は漏斗とす而してス クリュウコンベヤーと精白翼の長さの比は大體1対1又はスクリュウコンベヤーの 長さを精白翼より短く構成す以上の如く構成せる本考案に於て漏斗18より供給せ らるる搗精変は精白筒1内に降下しスクリュウコンベヤー4の回転に伴い旋回しつ >移行し精白翼7に觸るるや否や廻傳しつ>移行すべし其の間変粒群は粒々摩擦せ られ之に伴い発生する糠は粒々摩擦の抵抗となりて摩擦を強化し且精白に必要なる 温度は維持せらるるを以て搗精を促進す而して精白筒1より排出する麥粒群は移行 兼分離装置10昇降機13移送樋16及漏斗19を経て精白筒2内に降下し以下前 と同様の操作を反覆し精白筒3に移行して搗精す

之を要するに本考案は荒皮搗精後の麥粒の精白に當り其の精白筒の直径 1 に対し長 さを3以上となしたるが故に精白に必要なる温度を維持し長時間粒々摩擦するは勿 論大型精麥機の設計工作を可能ならしめ得べく従て麥粒を摩擦する精白筒の摩擦面 を拡大すると共に粒々摩擦の範囲を拡張するを以て精麥能率は因より精白率を向上 するを得べし

登録請求の範囲

図面に示す如く精白筒の直径 1 に対し其の長さを 3 以上となしたる精変装置の構造 <11725-001> 別紙第二

(イ) 号説明書

図面は佐竹式ワンパス精米機を示すもので、第一図は縦断側面図、第二図は縦断正面図、第三図は第二図のⅢ—Ⅲ線に沿う拡大縦断側面図、第四図は第二図のⅣ— IV線に沿う拡大横断面図、第五図は第三図のV—V線に沿う拡大縦断正面図であ

1 は円筒ブロツクで、その前端はエンドカバー 2 によつて寒がれているが後端は 開放し、上周面に設けられた開口には円筒形内部に米粒を供給するホッパー3が取 付けられている。

4は米粒搗精の用に供する多孔性の六角筒で、前端は開放し、エンドカバー5で 塞がれている後端の側周には抵抗蓋で塞がれた排出口6を備えている。

上記円筒ブロツク1と六角筒4は軸心を一致させて互いに開放している端部で接 続させられている。

円筒ブロツク1は円筒部の内経が63粍、長さが65粍、六角筒4は内面の対辺 距離が65粍、対角距離が73粍、長さが202粍である。

したがつて、円筒ブロツク1と六角筒4とが接続している内部の軸方向長さ(エ ンドカバー2、5間の長さ)は65粍+202粍、即ち267粍であるが、六角筒 の部分は202粍であるから、この部分の比率は28:1の割合で形成されている。又、円筒ブロツク1と六角筒4とが接続している内部には軸心に沿つて回転軸7が貫通し、上記回転軸7の上記内部に位置する前方には長さ80粍の送穀スクリ ユー8が嵌められて固定され、後部には長さ170粍の噴風精白転子9が嵌められ て固定されている。

そして、ホッパー3から円筒ブロック1の内部に供給された米粒は送穀スクリユー8の回転に伴い旋回することなくそのまと後に向つて移行し六角筒内に入つてから噴風精白転子により噴風、摩擦搗精作用を受けて精白され、抵抗蓋を押し開いて 排出口6から排出させられる。

- < 1 1 7 2 5 0 0 2 >
 < 1 1 7 2 5 0 0 3 >
 < 1 1 7 2 5 0 0 4 >
 < 1 1 7 2 5 0 0 5 >